

<受入方針>

入学資格

【専門課程】

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における 1 2 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (3) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 大学入学資格検定規程（昭和 2 6 年文部省令第 1 3 号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 1 7 年文部科学省令第 1 号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降後に修了した者修業年限が 3 年の専修学校の高等課程を修了した者
- (8) 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学したものであって、本校の学校長が高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (9) その他において、本校の校長が高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、1 8 歳に達したもの

【高等課程】

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における 9 年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣が中学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 学校教育法第 1 8 条で文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (6) その他において、本校の学校長が中学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者

本校の求める人材像

将来の夢や目標を明確に持ち、「好きなことを仕事にしたい」という気持ちを持っている人材。
そして、将来を見据えた「職業観」を持ち、努力を惜しまない人材

<定員>

課程名	学科名	年限	入学定員	総定員
文化・教養専門課程	パフォーミングアーツ科昼間部二	2	20	40
	音楽テクノロジー科2年制昼間部一	2	－	40
	音楽テクノロジー科3年制昼間部一	3	80	240
	音楽テクノロジー科3年制昼間部二	3	40	120
	スーパーeエンターテイメント科昼間部一	4	20	80
	スーパーeエンターテイメント科昼間部二	4	40	160
	専門課程 計		200	680
文化・教養高等課程	総合音楽科昼間部一	3	20	60
	総合音楽科昼間部二	3	20	60
	高等課程 計		40	120

在校生数（令和8年5月現在）

課程名	学科名	1年	2年	3年	4年
文化・教養専門課程	パフォーミングアーツ科昼間部二	3	10		
	音楽テクノロジー科2年制昼間部一	－	29		
	音楽テクノロジー科3年制昼間部一	40	72	55	
	音楽テクノロジー科3年制昼間部二	42			
	スーパーeエンターテイメント科昼間部一	7			
	スーパーeエンターテイメント科昼間部二	44	39	27	19
文化・教養高等課程	総合音楽科昼間部一	10	12	18	
	総合音楽科昼間部二	13	22	12	

卒業生数（令和8年3月卒業）

学科名	卒業生数
パフォーミングアーツ科昼間部二	5

音楽テクノロジー科 2 年制昼間部一	32
音楽テクノロジー科 3 年制昼間部一	54
スーパーe エンターテイメント科昼間部二	10